

自由が丘 産能短期大学校友会 会則

(名称・所在地)

第1条 本会は、自由が丘産能短期大学校友会（以下、本会という）といい、本部を母校内におく。

(目的・事業)

第2条 本会は、会員相互の研鑽と交流を図るとともに、本会ならびに母校の発展に貢献することを目的とし、その達成のため諸事業を行う。

(会員)

第3条 会員は、次の2種とし、入会時入会金を納めた者とする。

- ①会員 産能短期大学および自由が丘産能短期大学の卒業生
- ②特別会員 本会の目的に賛同し、理事会において承認された者

(役員・代議員の定数)

第4条 本会は、次の役員・代議員をおく。

- ①理事 30名以上 45名以内
- ②監事 2名以上 3名以内
- ③代議員 90名以上300名以内

(役員・代議員の任期)

第5条 理事、監事および代議員の任期は2年間とし、再任は妨げないものとする。
2. 補欠または増員により選任された場合の任期は、現任者の残任期間とする。

(役員・代議員の選任)

第6条 代議員は会員の中から、支部、グループならびに理事会推薦により選出し、代議員会において選任する。理事は代議員の中から、監事は代議員以外の会員から、それぞれ代議員会において選出する。
2. 理事の中から、その互選によって会長1名、副会長3名以上6名以内を選任する。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局任免は、理事会の決議を経て会長が行う。

(名誉会長、最高顧問、名誉顧問、顧問、相談役)

第8条 本会は、運営上必要な事項について意見を聞かため、名誉会長、最高顧問、顧問、相談役をおくことができる。
2. それぞれについて、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(会議の種類)

第9条 会議は、代議員会、理事会および部会とする。
2. 代議員会は、会員総会に代わる議決機関であり、毎

年1回開催する定期会および臨時会とし、代議員をもって構成する。理事会は本会執行機関として理事をもって、部会は専門別業務処理を行う機関として部会員をもって構成する。

(議決事項)

第10条 代議員会は、会則に定めるもののほか、運営に関する次の事項を議決する。

- ①事業報告と収支決算の承認
- ②事業計画と収支予算の決定ならびにその変更
- ③その他運営に関する重要事項

2. 理事会は、会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①代議員会に提出する議案
- ②代議員会が議決した事項の執行についての内容
- ③その他、代議員会の議決を要しない会務事項

(運営経費)

第11条 運営経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第12条 事業年度は、当年6月1日から始まり、翌年5月31日に終わる。

(校友大会の開催)

第13条 校友大会は、会員相互の親睦と資質向上を図り、本会の諸事業について理解と協力を得るため、不測の事態が発生しない限り毎年開催する。

(支部・グループ)

第14条 地域ごとにあるいは目的別に、会員をもって構成する支部、グループをおく。

(会則の変更)

第15条 この会則を変更するときは、代議員会の議決を経ることとする。
2. 会則の定めるもののほか、運営に必要な事項は理事会の議決を経て別に定め、次の代議員会にて承認を得るものとする。

付 則

昭和50年4月20日施行。

(施行以降、平成14年6月1日に至る間12回、一部改正を行なった。)

平成16年6月12日改正。

平成18年6月24日改正。

平成19年6月24日改正。(会名変更)